

我孫子市安全安心アドバイザーに関する規則

平成18年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市生活安全条例（平成17年条例第38号）第15条第1項の規定に基づき設置する安全安心アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民、自治会等、事業者、関係機関、教育機関等と連携した防犯及び交通安全に関する活動の推進に関すること。
- (2) 地域の防犯及び交通安全に関する活動を行うパトロール隊の設立支援並びにパトロール隊の活動への協力、助言及び指導に関すること。
- (3) 地域の防犯及び交通安全に関する活動の中心的役割を担うリーダーの育成に関すること。
- (4) 防犯及び交通安全に関する情報の提供及び啓発活動に関すること。
- (5) 防犯計画及び交通安全計画に基づく事業の推進に関する業務並びに関係部署との連絡調整に関すること。
- (6) その他防犯及び交通安全に関し必要なこと。

(任用)

第3条 アドバイザーは、防犯及び交通安全に関し、必要な知識及び経験を有する者のうちから市長が任用する。

(身分等)

第4条 アドバイザーは、我孫子市嘱託職員規則（平成6年規則第11号。以下「嘱託職員規則」という。）第2条第2号又は第3号に規定する嘱託職員とする。

2 アドバイザーの任用期間は、1年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを更新することができる。

(服務)

第5条 アドバイザーの服務、勤務時間、勤務日等については、嘱託職員規則に定めるところによる。

(報酬等)

第6条 アドバイザーの報酬、費用弁償等については、我孫子市一般職の職員で非常勤のもの報酬等に関する規則（平成13年規則第33号）に定めるところによる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほかアドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。